やる気・元気・信州に好機

寺沢こうき　県政報告

長野県議会
２月定例会
一般質問内容

1 廃棄物処理施設について

問 ある施設の設備について、県が審査した結果、安全が確認できないとしながらも、行政処分は行わない、また期限を区切った改善計画の提出を求めないとしているが、どの程度にまでなれば処分できるのか。

（環境部長） 廃棄物処理法に基準が設けられている施設等については、その基準に違反した場合は指導または行政処分を行っているが、一方で基準が設けられていない施設等に関し、その構造などが安全であるとは認められない様な場合には、法に根拠が無いことから行政処分はできないが、安全性を確保するよう行政指導を行っている。

問 県は指導と同時に現場確認が不可欠と考えるが今後の指導方法、対応について伺う。

（環境部長） 施設の新規許可申請時使用前検査を、処分業の更新許可申請時、更新前の立入検査を、事後の変更届け時、届出の受理後にそれぞれ立入検査を行っている。それ以外に、住民からの苦情や通報があればその都度立入検査を行っており、今後も適切に対応していく。

問 自然豊かなこの長野県こそが、廃棄物処理施設が、環境に害のない施設として、地域住民と共存できるよう、県の条例にさらに厳格な許可及び取消基準を定め加えることはできないか。

（知事） 現在廃棄物処理法よりも厳格な許可及び取消基準を条例で定めることはできない。こうした中本県としては、廃棄物処理施設の設置などにあたり、事前に住民と事業者が説明会などの開かれた場において、生活環境の保全等に関して十分なコミュニケーションを行って頂くため事業計画協議制度を設けている。この制度により、施設が地域と共存していくことを目指している。

2 松本養護学校について

問 中信地区特別支援学校再編整備計画策定段階では、綿密な調査が行われたものと思っていたが、この4月の新入生が予想を20名程上回り、急遽隣接する今井小学校の教室を利用する方向で松本市と調整中と聞く。何処が責任を持ち、どのような調査が行われたのか。

（教育長） 県教委としては、一時的な増減はあり得るものの、中長期的には横ばいから微減で推移すると見込み、計画を策定した。今回の要因としては、特別な支援を必要とする児童生徒の就学先は、保護者の希望を最大限に尊重し決定する制度となっている。全県的には、特別支援学級を志向する保護者が近年多くなっているが、今年度の松本地区では、早い段階から特別支援学校で手厚い教育を受けさせたいという保護者が、例年以上に多かったことによると認識している。

問 教室以外にもスクールバスの利用など問題が生じると思うが、現時点で考えられる問題点、またそれに対する対応策は。

（教育長） 必要な教員の配置や給食提供数の増などが考えられるが、学習に支障が無いよう必要な対応を進めている。スクールバスを4台運行しているが、通学手段の調整を行い、保護者が送迎する場合についても、燃料代等の費用は公費で負担し、保護者に負担が極力かからないように取組んでいる。

問 総合教育会議において、特別支援教育についてどの様な議論を行い、この会議をどう活用して充実を図っていくお考えか。

（知事） 総合教育会議においては、子ども達の学ぶ力、あるいは環境の整備について意見交換をしている。障がいのある子ども達に、先ず切れ目の無い支援をして行かなければならない。生まれた時から就労まで一貫した支援が必要であり、障がいを持つ子ども達に対しては、教育の場という事だけでなく、福祉的な対応、医療面での対応が大変重要だと思っている。今までは特別支援学校は教育委員会が中心でその視点だけで考えていたが、福祉、医療をはじめとして、知事部局の様々な施策とも連携して、教育委員会と知事部局がしっかりと一体となって、障がいのある子ども達がその能力を最大限発揮してもらう事ができる環境づくりに取組んでいく。

3 教育現場での心の病について

問 今年度心の病により退職・休職した教職員の数、相談件数は。また、心の病により、年度を越えて断続的に休職、療養休暇等を重ねる教職員の状況は。

（教育長） ※グラフ参照　休職者82人のうち過去に精神疾患を理由に休職や30日以上の長期療養休暇の経験がある者は32人で、内訳は義務教育段階22人、高等学校7人、特別支援学校3人です。

問 県教委として、どこに要因があると捉えているか。また、心身の不調を経験しながら、その後安定して現場で勤務を重ねる教職員はどの程度いるか。

（教育長） 相談者の聞き取り等によると、主な要因としては、業務の多忙化・多様化によるストレスの増大、児童・生徒や保護者との関係の悩み、個人的な事情などがあり、これらが複合的に重なっていると考えている。また、心の病から復帰した教職員の状況は、26年度は30人、27年度は2月1日現在38人です。復帰後においても本人の希望に応じ相談を行いながら、安定した勤務が継続できるよう支援している。

問 小中学校において、教職員が心の病を訴えた場合、学校、市町村教委、県教委はそれぞれどの様に対応しているか。

（教育長） 学校では校務の軽減を図るとともに、本人の意向を踏まえ、療養休暇等を取得させている。病状が重かったり、ある程度の療養期間を要する場合は、校長は市町村教委に連絡し、療養休暇が1ヶ月以上となる場合は児童生徒の教育活動に支障が生じないよう、県教委は市町村教委からの内申を受け、代替者の任用や休職の手続きを行うとともに、職場復帰訓練や、校長に対する管理監督者メンタルヘルス相談等を実施している。

問 県の採用による県費負担教職員がいる現場と県教委の繋がりが曖昧な所に問題があり、様々な問題が生じていると思うが、現状の県・市町村・現場の縦の繋がり、教育委員会の組織・制度について改革する考えはないか。

（教育長） 服務監督については、市町村教委の権限と責任で行い、休職などの任免に関わるものについては、県教委の権限と責任の元で行なっている。県費負担教職員制度は、服務監督権者と任命権者が異なるという複雑な制度になっているが、市町村の規模や財政力に寄らず、全県的な教育水準の維持向上を図るために必要な教職員を確保する上で、必要な制度として設けられている。情報共有、教職員の人事などについては、今まさにその改革を進めている所である。小規模な町村であってもしっかりと教職員を確保できるよう、全県の教育水準の維持確保に向けて今後も取組んでまいります。

県内教職員の心の病の状況

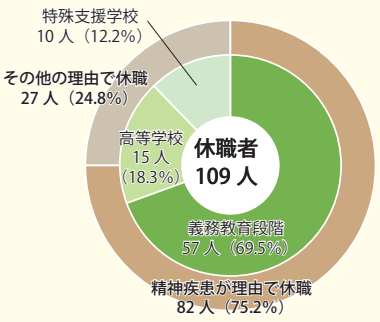

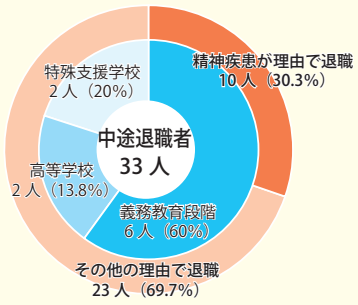

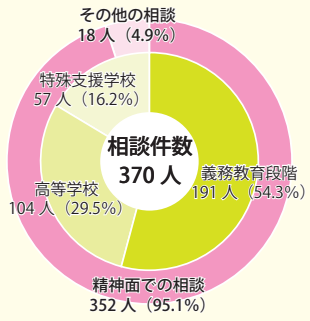

平成28年2月1日現在

２月定例議会（２月17日～３月16日）の模様は県議会ホームページで録画にてご覧いただけます。